

平成18年田村市議会3月定例会会議録

(第6号)

○会議月日 平成18年3月6日(月曜日)

○出席議員(68名)

議長	三瓶利野				
1番	七海博	議員	2番	木村高雄	議員
3番	箭内幸一	議員	4番	佐藤貴夫	議員
5番	渡邊勝	議員	6番	吉田一郎	議員
7番	佐藤喬	議員	8番	佐藤義博	議員
9番	佐藤忠	議員	10番	先崎温容	議員
11番	永山弘	議員	12番	吉田紳太郎	議員
13番	遠藤文雄	議員	14番	石井市郎	議員
15番	新田耕司	議員	16番	本田芳一	議員
17番	秋元正登	議員	18番	根本浩	議員
19番	橋本紀一	議員	21番	新田秋次	議員
22番	石井俊一	議員	23番	橋本善正	議員
24番	松本道男	議員	25番	吉田文夫	議員
26番	渡辺勇三	議員	27番	小林清八	議員
28番	村上好治	議員	29番	猪瀬明	議員
30番	宗像清二	議員	31番	渡辺ミヨ子	議員
32番	松本敏郎	議員	33番	小林寅賢	議員
34番	松本熊吉	議員	35番	宗像宗吉	議員
36番	本田仁一	議員	37番	浦山行男	議員
38番	白岩行	議員	39番	横井孝嗣	議員
40番	白岩吉治	議員	41番	石井喜壽	議員
42番	本田正一	議員	43番	吉田忠	議員
44番	白石治平	議員	45番	渡邊鐵藏	議員

46番	早川 栄二 議員	48番	箭内 仁一 議員
49番	村越 崇行 議員	50番	長谷川 元行 議員
51番	橋本文雄 議員	52番	石井 忠治 議員
53番	安藤 勝 議員	54番	半谷 理孝 議員
55番	吉田 豊 議員	56番	佐久間 金洋 議員
57番	照山 成信 議員	58番	佐藤 孝義 議員
59番	松本 哲雄 議員	60番	大和田 一夫 議員
61番	渡邊 文太郎 議員	62番	安藤 嘉一 議員
63番	佐藤 弥太郎 議員	64番	面川 俊和 議員
65番	松崎 功 議員	66番	宗像 公一 議員
67番	柳 沼 博 議員	68番	橋本 吉△村 議員
69番	菅野 善一 議員		

○欠席議員（1名）

47番 吉田 正直 議員

○説明のため出席した者の職氏名

市長	富塚 宥暲	助役	鹿俣 潔
収入役	村上 正夫	総務部長	相良 昭一
企画調整部長	郡司 健一	生活福祉部長 兼福祉事務所長	秋元 正信
産業建設部長	塚原 正	滝根 行政局長	青木 邦友
大越 行政局長	吉田 良一	都路 行政局長	新田 正
常葉 行政局長	白石 幸男	船引 行政局長	佐藤 輝男
総務部総務課長	佐藤 健吉	総務部財政課長	助川 弘道
総務部税務課長	吉田 拓夫	企画調整部 企画調整課長	橋本 隆憲
企画調整部 観光交流課長	白石 忠臣	生活福祉部 生活環境課長	渡辺 貞一
生活福祉部 保健課長	加藤 与市	産業建設部 参事兼建設課長	宗像 正嗣

産業建設部 下水道課長	渡辺 行雄	産業建設部 産業課長補佐	吉田 英一
出納室長	宗像 トク子	教育委員長	白岩 正信
教育長	大橋 重信	教育次長兼教育総務課長 事務取扱	宗像 泰司
教育委員会事務局 学校教育課長	佐久間 光春	教育委員会事務局参事 兼生涯学習課長	堀越 則夫
教育委員会事務局 教育総務課長補佐	遠藤 卓	選挙管理委員長	鈴木 季一
選挙管理委員会 事務局長	佐藤 健吉	代表監査委員	武田 義夫
監査委員事務局長	白石 喜一	農業委員会会長	宗像 紀人
農業委員会 事務局長	塚原 正	農業委員会 事務局総務課長	根本 徳位
水道事業所長	助川 俊光		

○事務局出席職員職氏名

事務局長	白石 喜一	総務課長	渡辺 新一
主任主査	石井 孝行	主任主査	斎藤 忠一
主事	渡辺 誠	主事	大越 貴子

○議事日程

- 日程第 1 付託議案の委員会審査結果報告
- 日程第 2 議案第 1号 田村市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
の制定について
- 日程第 3 議案第 2号 田村市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 田村市自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例
の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 田村市放課後児童健全育成条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 田村市幼児預かり保育条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 田村市子育て支援奨励金支給条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7号 田村市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8号 田村市特別保育所条例の一部を改正する条例について

- 日程第10 議案第9号 田村市立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 田村市常葉児童生活センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 田村市常葉児童生活センター幼稚園児預かり保育条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第12号 田村市大越放課後幼児・児童健全育成事業費用の徴収に関する条例を廃止する条例について
- 日程第14 議案第13号 田村市常葉放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第14号 田村市船引放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例を廃止する条例について
- 日程第16 議案第15号 田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第16号 田村市表彰条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第66号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 田村市職員の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 田村市の特別職の市内旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 田村市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 田村市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第67号 田村市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第22号 田村市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第23号 田村市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第24号 田村市滝根総合福祉センター条例の一部を改正する条例について

- 日程第 28 議案第 25 号 田村市船引総合福祉センター条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 29 議案第 26 号 田村市高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条
例について
- 日程第 30 議案第 27 号 田村市老人福祉センター条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第 31 議案第 28 号 田村市保健センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 32 議案第 29 号 田村市天地人館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 33 議案第 30 号 田村市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 34 議案第 31 号 平成 17 年度田村市一般会計補正予算（第 6 号）につい
て
- 日程第 35 議案第 32 号 平成 17 年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第
2 号）について
- 日程第 36 議案第 33 号 平成 17 年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第
4 号）について
- 日程第 37 議案第 34 号 平成 17 年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算
（第 3 号）について
- 日程第 38 議案第 35 号 平成 17 年度田村市都路町観光事業特別会計補正予算
（第 2 号）について
- 日程第 39 議案第 36 号 平成 17 年度田村市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 3 号）について
- 日程第 40 議案第 37 号 平成 17 年度田村市公共下水道事業特別会計補正予算
（第 2 号）について
- 日程第 41 議案第 38 号 平成 17 年度田村市授産場事業特別会計補正予算（第 3
号）について
- 日程第 42 議案第 39 号 平成 17 年度田村市総合福祉センター特別会計補正予
算（第 3 号）について
- 日程第 43 議案第 40 号 平成 17 年度田村市診療所事業特別会計補正予算（第 3
号）について
- 日程第 44 議案第 41 号 平成 17 年度田村市歯科診療所事業特別会計補正予算

(第4号) について

- 日程第45 議案第42号 平成17年度田村市老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第46 議案第43号 平成17年度田村市介護保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第47 議案第44号 平成17年度田村地方介護認定審査会特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第48 議案第45号 平成17年度田村市水道事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第49 議案第46号 平成18年度田村市一般会計予算について
- 日程第50 議案第47号 平成18年度田村市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第51 議案第48号 平成18年度田村市老人保健特別会計予算について
- 日程第52 議案第49号 平成18年度田村市介護保険特別会計予算について
- 日程第53 議案第50号 平成18年度田村市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第54 議案第51号 平成18年度田村市滝根町観光事業特別会計予算について
- 日程第55 議案第52号 平成18年度田村市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第56 議案第53号 平成18年度田村市宅地造成事業特別会計予算について
- 日程第57 議案第54号 平成18年度田村市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第58 議案第55号 平成18年度田村市授産場事業特別会計予算について
- 日程第59 議案第56号 平成18年度田村市診療所事業特別会計予算について
- 日程第60 議案第57号 平成18年度田村地方介護認定審査会特別会計予算について
- 日程第61 議案第58号 平成18年度田村市水道事業会計予算について
- 日程第62 議案第59号 東辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第63 議案第60号 早稲川辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第64 議案第61号 古道辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第65 議案第62号 市道路線の廃止について

- 日程第 6 6 議案第 6 3 号 市道路線の認定について
- 日程第 6 7 議案第 6 4 号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減について
- 日程第 6 8 議案第 6 5 号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 6 9 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 7 0 発議第 1 号 田村市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 1 発議第 2 号 田村市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 7 2 発議第 3 号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議長（三瓶利野） 皆さん、おはようございます。

会議規則第 2 条の規定による欠席の届出者は、47 番吉田正直君であります。

所用により、生活福祉部福祉課長本多 正君は欠席する旨の届け出がありましたので御報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は 68 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程（第 6 号）のとおりであります。

日程第 1 付託議案の委員会審査結果報告

○議長（三瓶利野） 日程第 1、付託議案の委員会審査結果報告を行います。

各常任委員会に付託しておりました議案第 1 号から議案第 67 号までについて、各常任委員長から審査結果の報告を求めます。総務企画常任委員長佐藤義博君。佐藤総務企画常任委員長。

（総務企画常任委員長 佐藤義博登壇）

○総務企画常任委員長（佐藤義博） 総務企画常任委員会から御報告いたします。

定例会 9 日目の本会議において総務企画常任委員会に付託されました平成 17 年度田村市

一般会計補正予算、特別会計補正予算並びに平成18年度一般会計予算、滝根町観光事業特別会計予算について及び市条例の改正、総合整備計画の策定など、議案16件について、2月27日から3月1日までの3日間にわたり、各所管課ごとに審査を行いましたので、審査経過と結果について御報告いたします。

2月27日、午前10時、委員17名出席のもと、総務企画常任委員会を開催いたし、初めに、議案第16号 田村市表彰条例の一部を改正する条例についてを審査を行いました。本案は、功労表彰に係る規定の中で、行政区長の職にあつて、15年以上在籍した者を12年以上在籍した者に、農業委員会委員にあつて12年以上在籍した者を10年以上在職した者に改めようとするものであり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 田村市職員の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について。本案は、市職員が私有自動車を使用して出張した場合、及び交通機関の運行されない区域に出張したときの旅費を定めるもので、全委員一致、原案どおり可決すべきものと決しました。

ただし、交通事故に遭った場合は自分の自動車保険を適用してもらおうとのことでありませぬ。

次に、議案第18号 田村市の特別職の市内旅費に関する条例の一部を改正する条例について。本案は、市職員同様、特別職について私有自動車を使用して出張した場合、及び交通機関の運行されない区域に出張したときの旅費を規定で定めるもので、全委員一致、原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員より、旅費の単価について職員の旅費と特別職の旅費を同額にすべきでないかという意見もありました。

次に、議案第19号 田村市特別会計条例の一部を改正する条例について。本案は、現行条例で設置している12の特別会計を整理統合して、八つの特別会計に再編するもので、委員全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 田村市天地人館条例の一部を改正する条例について。本案は、他の公共施設条例との整合性を図るため、所要の改正をするもので、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 平成17年度田村市一般会計補正予算（第6号）について。本案は、各委員会に分割付託されましたことから、本委員会に係る所管課ごとに歳入歳出補正予算について審査を行いました。

歳入の主なものは、一部大規模法人の業績向上による市税の増加、国庫支出金は事業費の確定による減額補正、県支出金は核燃料税の確定による増額補正、寄附金の計上などがあります。

歳出の主なものは、職員人件費、臨時職員賃金、職員健康診査、本庁舎・行政局庁舎の維持管理費などの減額で、事務事業の確定及び確定見込みによる補正であり、いずれも歳入に見合った歳出を予算化したもので、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 平成17年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第3号）について。本案は、滝根町におけるあぶくま洞、他の施設の事務事業の確定見込みによる減額補正であり、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 平成17年度田村市都路町観光事業特別会計補正予算（第2号）について。本案は、施設における事務事業の確定見込みによる減額補正であり、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 平成18年度田村市一般会計予算について、所管課ごとに歳入歳出予算について審査を行いました。総務課所管の歳出予算について、その総額は13億55万4,000円。主なものは職員人件費、文書費、職員研修費、市議会議員選挙費、県議会議員選挙費に要する経費であり、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、財政課所管の歳入歳出については、厳しい行財政環境のもと、限られた財源と合併効果を最大限に引き出し、田村市が将来とも持続可能な行財政基盤を確立する位置づけをされ、市民サービスの低下を来さないよう、歳入に見合った歳出を編成されたものであり、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、税務課所管の歳入歳出予算については、市税については的確な課税客体の把握と未納対策を積極的に行い、年間収入見込みを30億9,706万1,000円と算定いたし、固定資産税については3年に1度の評価替え、土地については商業地を中心に引き続き下落傾向にあり、全体で前年対比6%の減である。たばこ税については消費本数の増加により4.6%の増が見込まれる。歳出については、賦課徴収費、税務総務費において、納税奨励、各税の電算委託リース料など、適正に計上されており、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員より、市税未納対策の件について公正な課税、公平な徴収という点からも強力な徴収への取り組みについて意見がありました。

次に、出納室所管の歳出予算については、主なものは出納事務費、パソコン使用料など適正に計上されており、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議会事務局所管、監査委員事務局所管の歳出予算については、議員、監査委員の報酬、職員人件費、議会運営費や議会広報発行に係る予算であり、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、企画調整課所管の歳出予算については、その主なものは田村市合併記念事業委託料、地域審議会運営費、生活交通対策費、ふるさと会運営費、携帯電話不通話地域対策費、広報、市勢要覧発行、情報ネットワーク管理運営費、基幹システム管理運営費など、市民総参加の市政推進により、市の発展の礎をなす予算で、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、観光交流課所管の歳出予算については、その主なものは観光推進事業費、国際交流事業、夢大使事業費などに係る予算であり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員より、都路町のグリーンパークにグラウンドゴルフ場をつくって観光客の増加につないではどうかという意見もありました。

次に、各行政局における地域振興基金事業についての審査について申し上げます。

各行政区とも地域の活性化事業、人材育成事業、地域間交流事業、安全・安心なまちづくり事業、地域環境整備事業など、地区住民の身近なサポート事業であり、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 平成18年度田村市滝根町観光事業特別会計予算について。本案は、歳入についてはあぶくま洞入洞者数を29万 5,000人、入水鍾乳洞入洞者数を2万 9,000人、交流施設利用者数を7万 3,000人と見込み、あぶくまの天然水は昨年より20%増の売り上げを見込み計上され、歳出の主なものは、田村市滝根観光振興公社指定管理委託料、観光振興事業費、レストハウス管理運営費、あぶくま洞まつり、緑化工事、安全対策などの整備事業であり、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員からは、あぶくま洞をメインにした田村市の観光客の増につながる宣伝活動を進めてもらいたい旨の要望がありました。

次に、議案第59号 東辺地に係る総合整備計画の策定について。本案は、船引移地区の東辺地に係る今後5年間の公共的施設の総合整備を図るため、新たに作成するものであることから、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 早稲川辺地に係る総合整備計画の策定について。本案は、旧大越町

の早稲川辺地に係る既存計画の期間終了に伴い、新たに今後5年間の計画を策定することから、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 古道辺地に係る総合整備計画の策定について。本案は、旧都路村が平成16年度から20年まで古道辺地に係る総合整備計画を策定し、その計画に基づき平成17年度まで事業を実施してまいりましたが、今後実施される平成18年度以降3年間の計画について改めて作成するものであることから、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減について。本案は、平成18年3月20日をもって田島町、舘岩村、伊南村及び南郷村が合併して南会津町となることから、同年3月19日をもって同組合から脱退させ、同年3月20日から南会津町を全共同処理を行うため、同組合に加入させることにつきましての協議に関し、異議がない旨、議会の議決を求められたものであり、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 福島県市町村総合事務組合同規約の変更について。本案は、平成18年3月31日をもって三島町ほか2町1村衛生処理組合を同組合から脱退させ、組合同規約の構成団体の中の三島町ほか2町1村衛生処理組合を削り、平成18年4月1日から適用させることにつきましての協議に関し、異議がない旨、議会の議決を求められたものであり、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。本案は、職員給与について平成17年8月15日の人事院勧告を受け、改正を行うものであり、その改正内容は、1点目として地方における公務員給与水準の見直しとして、地場賃金より高いと批判のある公務員給与を全体で4.8%引き下げを行う。2点目は、年功的な給与上昇の抑制と、職務、責務に応じた給与構造への転換を図り、具体的には若年層については給与水準の引き下げは行わず、中高年齢層の給与水準を7%引き下げ、全体として4.8%の引き下げを行い、給与カーブを平準化しようとするもの。3点目は、勤務実績の給与への反映であり、勤務実績に基づく昇給を行うことにより、きめ細かい昇給を実施しようとするものであり、なお給与構造の改革により、激変緩和措置として給与の差額分について、平成18年度から5年間をかけて経過措置を講じることとされておりますことから、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務企画常任委員会に付託されました全議案については、審査の結果、すべて原

案どおり可決すべきものと決しました。

なお、最後に、今定例会における総務企画常任委員会の審査に際して、全委員一致で出されました要望を申し上げます。

田村市の少子高齢化に歯どめをかけるためにも、企業誘致に今後積極的に取り組んでいただき、市民の雇用拡大、人口増加などに強力に取り組んでもらいたいとの要望がありました。

以上で審査報告を終わります。御審議の上、御議決くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（三瓶利野） 次に、生活福祉常任委員長橋本善正君。橋本生活福祉常任委員長。

（生活福祉常任委員長 橋本善正登壇）

○生活福祉常任委員長（橋本善正） 生活福祉常任委員会審査結果報告をいたします。

平成18年田村市議会3月定例会において、平成18年2月24日付、議案付託表により当委員会に付託のありました議案34件について、2月27日、28日の2日間にわたり審査をいたしましたので、審査中の意見、経過並びに結果について報告をいたします。

また、1月23日、廃棄物等の所管事務調査を実施いたしましたので、あわせてその経過について御報告をいたします。

まず、議案第1号 田村市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定については、有事立法にかかわるもので、施設、道路の提供、罰則の規定などの意見がありました。また、本条例の制定については、住民の合意のないまま進めることは大きな問題があるとの慎重意見もありました。しかし、本条例は国民、市民の保護のために武力攻撃、テロなどの事態に備えるための措置であり、採決の結果、可決すべきが多数であり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第2号 田村市国民保護協議会条例の制定については、議案第1号に関連し、慎重に議論を重ね、検討していかなければならないとの意見がなされましたが、採決の結果、可決すべきが多数であり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号 田村市自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、議案第4号 田村市放課後児童健全育成条例の制定について、議案第5号 田村市幼児預かり保育条例の制定について、議案第6号 田村市子育て支援奨励金支給条例の制定について、議案第7号 田村市保育所条例の一部を改正する条例について、議案第8号 田村市特別保育所条例の一部を改正する条例について、議案第14号 田村市船引放課後児童健

全育成事業費用の徴収に関する条例を廃止する条例について、議案第15号 田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第20号 田村市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について、議案第21号 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について、議案第24号 田村市滝根総合福祉センター条例の一部を改正する条例について、議案第25号 田村市船引総合福祉センター条例の一部を改正する条例について、議案第26号 田村市高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について、議案第27号 田村市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について、議案第28号 田村市保健センター条例の一部を改正する条例については、以上15件については特記すべき質疑等もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 平成17年度田村市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

所管関係については、環境衛生費の補正額財源の内訳について、斎場使用料、寝棺車使用料については、全額斎場費に充当すべきでないか。補正予算の内容については、各種事業の確定に伴う減額補正が主なものであるが、扶助費、健診料等において過大積算が見受けられるので、今後適正な積算に努めていただきたいとの意見がありました。

また、歳出を重視しての委員会審査であるが、説明においては歳入についても把握対処すべきであるとの意見がありました。採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号 平成17年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

健康カレンダーの作成に当たっては予防に使われるものであれば、政策的に売り出してもよいのではないかという意見がありました。採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号 平成17年度田村市授産場事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第39号 平成17年度田村市総合福祉センター特別会計補正予算（第3号）について、議案第40号 平成17年度田村市診療所事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第41号 平成17年度田村市歯科診療所事業特別会計補正予算（第4号）については、以上4件については特記すべき質疑等もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 平成17年度田村市老人保健特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

特に、高齢者における高額医療費の償還金については、少額にもかかわらず申請が容易でないことから、何らかの対策を講ずるべきであるとの意見、要望があり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号 平成17年度田村市介護保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

保険料徴収についての対応、調整金、交付金、一般会計繰入金の減額の根拠、さらには歳出については介護サービスの給付費の減額と居宅介護改修費増額についての意見がなされましたが、採決の結果、原案のとおり可決することに決しました。

議案第44号 平成17年度田村地方介護認定審査会特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

特に議案第44号につきましては質疑等もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

議案第46号 平成18年度田村市一般会計予算について、所管関係について申し上げます。

特に消防施設の老朽化が見られる中で、消防屯所のトイレの設置の要望があり、行政局において調査し、設置すべきである。消防ポンプ車積載の配置は更新計画に基づき配置すべきである。全国的に献血の協力者が少なく、献血量が不足している状況にあり、田村市として献血の協力について積極的に取り組むべきである。補助金交付団体において適正に補助金を使用されているか調査すべきではないかとの意見・要望がありました。採決の結果、原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

議案第47号 平成18年度田村市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

基金を25%まで蓄えるというのは、国保の予算編成上問題であるので、国保加入者の立場に立って予算編成をしていただきたい。また、子育て支援策の中で、不妊治療を受けている対象者にも何らかの対策を講ずるべきである。現在、出産一時金1人当たり30万円を増額すべきの意見・要望がなされました。採決の結果、原案のとおり可決すべきものとするに決定をしました。

議案第48号 平成18年度田村市老人保健特別会計予算についてを申し上げます。

繰越金が存目計上でなく、努力目標をもって予算を計上していただきたいという意見があり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものとするに決定をしました。

議案第67号 田村市介護保険条例の一部を改正する条例についてを申し上げます。

今回の介護保険料は、大幅な値上げであり、保険あって介護なしという実態が生まれ、

このまま実施されれば低所得者に対しては大変な負担になるという意見がありましたが、採決の結果、可決すべきが多数であり、原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

議案第49号 平成18年度田村市介護保険特別会計予算についてを申し上げます。

地域包括支援事業を社会福祉協議会に委託しないで、市でやるのが本来であると。職員を派遣することなど検討したのか。いずれにしても介護保険制度を維持していくためには積極的な講習会などの機会を設けるとともに、介護予防に力を入れるために登録ヘルパーの推進を図るべきである。また、議案第67号に関連した意見もありましたが、採決の結果、可決すべきが多数であり、原案のとおり可決すべきものとすることに決しました。

議案第55号 平成18年度田村市授産場事業特別会計予算についてを申し上げます。

昨年、当委員会の所管事務調査において、エアコン、車両の更新についての要望があったが、今回の予算に計上されていないため、重点項目として対応していただきたい。採決の結果、原案のとおり可決すべきものとすることに決しました。

議案第56号 平成18年度田村市診療所事業特別会計予算について、議案第57号 平成18年度田村地方介護認定審査会特別会計予算については、以上2件については特段なる質疑もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものとすることに決しました。

以上、生活福祉常任委員会の報告といたします。何とぞ議員各位の議決を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、所管事務調査について御報告いたします。

平成18年1月23日、生活福祉常任委員会において、市内における廃棄物等に関する所管事務調査を実施いたしましたので、その内容、結果についてを御報告いたします。

本件は、旧常葉町議会から継続されています事件でありまして、常葉町山根字西方地地内の建築廃チップ及び常葉町字川久保地内のRDF（固形燃料）であります。郡山合同庁舎の会議室において、県中振興局宍戸県民環境部長を初め、担当職員の出席をいただき、質疑、応答を尽くした結果、県においても地域市民の負託にこたえ得るためにも、早急に解決しなくてはならない事件であり、市と連絡を密にしながら対処すべきという見解に至りました。

以上、報告申し上げます。

○議長（三瓶利野） 次に、産業建設常任委員長宗像宗吉君。宗像産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 宗像宗吉登壇）

○産業建設常任委員長（宗像宗吉） 産業建設常任委員会議案審査報告を申し上げます。

平成18年田村市議会 3月定例会において、議案付託表により当委員会に付託のありました条例の一部改正案1件、平成17年度補正予算案5件、平成18年度当初予算案6件、市道の廃止並びに認定に係る案件2件、計14件の議案につきまして、2月27日は14名の、同28日には18名の委員出席のもと、それぞれ審査を行いましたので、経過並びに結果について報告いたします。

当委員会に付託されました14件の審査結果は、お手元に配付の委員会審査結果報告書のとおりでありまして、いずれも全委員一致の決定であります。

以下、審査の過程において議論されました事項などにつき、その概要を申し上げます。

まず、議案第30号 田村市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。平成18年度に常葉町の一部において下水道が供用開始されることから、使用料金を簡易水道料金とあわせて徴収できるよう改正するものであります。委員会では特に異議もなく、可決すべきものと決定しております。

議案第31号につきまして申し上げます。

本件、平成17年度田村市一般会計補正予算（第6号）の歳出部分については、各常任委員会に分割付託されましたことから、当委員会におきましては、農業委員会及び産業建設部所管の予算に関し審査を行いました。各予算補正の内容は、いずれも各所管事業の事業費確定や事業内容変更などの理由による補正、あるいは年度末に向けて不執行見込み額の減額補正などであります。

以下、各所管ごとに御報告いたします。

農業委員会所管の予算補正は、農業委員報酬の減額が主なものであります。

産業課所管の歳出予算補正では、葉たばこ経営転換対策事業費、中山間地域等直接支払い事業費、家畜導入事業費並びに県営土地改良事業費において、やや多額の減額補正が計上されており、審査の中でその理由に関し質疑が行われましたが、いずれの事業も他団体に対し、その費用の一部を補助あるいは負担するものでありますことから、やむを得ないものであります。

建設課所管の予算補正では、衛生費において簡易水道事業特別会計繰り出しが減額されております。土木費では、道路橋梁総務費の道路作業員賃金の減額が、道路新設改良費においてはそれぞれ事業費の確定等による事業費の減額が計上されております。河川費では、これまで県から河川の草刈りなど維持管理を委託されておりましたが、昨年来の大雪

の影響を受け、県がその予算を執行するとのことで、その金額を減額しております。都市計画費では、マスタープラン策定など委託料の執行残額を減額しております。審査中、特に質疑はございませんでした。

下水道課所管分について申し上げます。

合併処理浄化槽設置事業費が若干増額されておりますが、本年度設置基数を6基追加し、225基とするものであります。

以上が議案第31号のうち、農業委員会及び産業建設部に関する補正予算審議の内容であり、可決すべきものと決しております。

次に、議案第33号 平成17年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ803万5,000円を減額し、予算の総額を1億9,035万1,000円とするものであります。歳入は使用料の増額を見込み、また歳出における経費の減少を受け、一般会計からの繰入金も885万円ほど減額しております。

歳出について申し上げます。

減額の主な要因は、滝根事業区域において予定していた下水道関連、道路改良関連の配水管工事が減少したことによるものであります。本件につきましては、特に質疑などもなく、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第36号 平成17年度田村市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

本件は、未加入者20戸のうち、5戸の加入を見込んでいたものが、加入しなかったことによりまして負担金などを減額し、歳出においては維持管理経費の調整を行ったものであります。審査の過程では、未加入の理由に関する質疑がなされ、改築予定があること、高齢者世帯であること、合併浄化槽設置済みであることが主な理由である旨の説明を受けております。委員から、公共下水道事業を含め、合併浄化槽設置者の加入を誘導する施策の検討が必要であるとの意見が出されております。

議案第37号 平成17年度田村市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本件は、これまでの事業執行による歳入歳出の調整であります。公債費において支払い利子の増額が計上されていたことから、その理由について質疑がありました。16年度借入れ分であり、6月の本予算において調整すべきものであったとのことであります。

議案第45号 平成17年度田村市水道事業会計補正予算（第4号）について申し上げます。
収益的収支 295万 2,000円減額し、資本的支出においては下水道関連工事費 855万 7,000円を減額するものであります。下水道関連工事費の減額に関して質疑がなされましたが、工法の変更に伴うものとの説明を受けております。可決すべきものと決定しております。

議案第46号 平成18年度田村市一般会計予算について申し上げます。

議案第31号と同様に、農業委員会及び産業建設部所管の歳出予算につきまして審査いたしました。農業委員会の歳出予算は、ほぼ前年同様の内容であります。委員報酬や小作料改定経費が減少したことから、前年と比較して 530万円ほど少なくなっておりますが、質疑などは特にありませんでした。

次に、産業課所管について申し上げます。

農業費は前年に比べ2億 1,000万円増加しております。この要因としては、牧野地区多目的交流施設建設事業費、農業農村整備事業費、さらにこれまで特別会計で所管していた都路市営牧場運営費が統合されたことなどによります。林業費、商工費は若干の減少であります。審査の中で、売れる米づくり条件整備事業など、水田振興対策、水田病虫害防除対策、葉たばこ振興など、各種農業振興対策、さらに家畜導入事業を初めとする畜産振興策について質疑がなされました。この中で、特に議論されましたのが水稲いもち病一斉防除に対する補助についてであります。前年同様、滝根、大越地区を助成対象としておりますが、助成水準の検討とあわせ、全市的な対応を望む意見が出されております。そのほか、家畜導入事業など、合併協定に基づく調整項目について質疑がなされました。

建設課所管について申し上げます。

道路橋梁費が7億 3,700万円増と大幅に増加しております。これは、従前からの道路事業に加え合併特例債事業が追加されたことによるものであります。道路新設改良事業の内容は、地方道路整備臨時交付金事業を初め、8事業74路線に及んでおり、中でも合併特例債事業として23路線が計画されております。審査の中で、新設道路の概要、各種看板と市道路線名の統一に関する質疑がなされ、早期に調整し統一を図るとの説明を受けております。

下水道課所管の歳出予算審査について申し上げます。

合併処理浄化槽の設置基数は、滝根35基、大越29基、都路20基、常葉24基、船引 108基の合計 216基となっております。懸案事項である単独かさ上げ補助の統一に向けての質疑

がありました。早急な調整は市民に影響を及ぼすとの観点から、前年と同様の内容となっております。また、市町村設置型事業の導入を望む意見が出されております。

以上が議案第46号の主な審査内容であります。

審査中、さまざまな意見が出されましたが、当委員会といたしましては可決すべきものと決定しております。

次に、議案第50号 平成18年度田村市簡易水道事業特別会計予算について申し上げます。

滝根、都路、常葉地区の3事業区域を包括している事業であります。昨年からの継続の建設改良事業を予定しています。審査では特に質疑もなく、可決すべきものと決しました。

議案第52号 平成18年度田村市農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

既に供用開始している施設の運営を所管しているものであります。未加入者の加入促進に関し、積極的な取り組みを求める意見が出されております。委員会としては、可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第53号 平成18年度田村市宅地造成事業特別会計予算について申し上げます。

本会計は、これまでの宅地造成特別会計と船引東部地区土地区画整理事業特別会計を統合した会計であります。星の村ニュータウン、船引東部ニュータウン、それぞれ2区画の分譲を計画しております。可決すべきものと決定いたしました。

議案第54号 平成18年度田村市公共下水道事業特別会計予算の審査について申し上げます。

歳入では船引町と常葉町の一部が供用開始されていることから、それらにかかわる加入負担金などが計上されております。建設事業は船引地区から滝根地区まで広範囲に及んでおります。審査の過程では加入戸数の見込みに関する質疑がなされましたが、新規供用開始区域の全戸を見込んでいたこととありました。また、予算の説明資料について、もう少し細かく金額の表記をすべきとの意見が出されております。委員会といたしましては、可決すべきものと決しました。

議案第58号 平成18年度田村市水道事業会計予算についてを申し上げます。

大越地区と船引地区の水道を所管しており、従前同様に施設の維持管理、建設改良事業が計画されておりますが、新たに船引地区の石綿セメント管の老朽管更新事業に着手いたします。総事業費7億8,000万円、平成18年度から27年度までの10年計画により、延長14.8キロの老朽管更新を行うものであります。本件につきましては、10年を待たずに早期

に実施すべきとの意見もありましたが、財政状況をかんがみ、10年で計画したとのことであります。また、大越地区におきましても後年度の事業化に向けて、配水管路診断の経費が計上されております。審査の過程で、簡易水道事業を含めた事業の統一、料金の統一を図るべきとの意見もありましたが、市当局において組織の見直しを協議中であり、その中で検討するとのことであります。本件につきましても可決すべきものと決しました。

議案第62号 市道路線の廃止について、議案第63号 市道路線の認定についてを申し上げます。

船引町におけるほ場整備事業に伴う路線の廃止及び認定それぞれ2路線と、常葉町関本地区の旧県道移管に伴う新規認定1路線に関するものであります。特に異論もなく、可決すべきものと決定しております。

以上が産業建設常任委員会の審査の主な内容であります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（三瓶利野） 次に、文教常任委員長本田仁一君。本田文教常任委員長。

（文教常任委員長 本田仁一登壇）

○文教常任委員長（本田仁一） 定例会9日目の本会議において、文教常任委員会に付託されました議案第9号 田村市立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例についてほか8議案について、去る2月27日及び28日に議案審査を実施いたしましたので、審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

議案第9号 田村市立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例についてであります。田村市立幼稚園に通う4歳児、5歳児の入園料、保育料の無料化に伴う改正であり、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、船引行政局管内にある幼稚園の2年保育の実施の有無について質疑があり、人的配置等を考慮し、可能かどうか検討していくとの回答がなされました。

議案第10号 田村市常葉児童生活センター条例の一部を改正する条例についてであります。教育委員会所管であったものを市長部局の所管とすることに伴う改正であり、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 田村市常葉児童生活センター幼稚園児預かり保育条例を廃止する条例についてであります。議案第5号 田村市幼児預かり保育条例の制定に伴い廃止するものであり、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 田村市大越放課後幼児・児童健全育成事業費用の徴収に関する条例を廃止する条例について及び議案第13号 田村市常葉放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例を廃止する条例についてであります。議案第4号 田村市放課後児童健全育成条例の制定に伴い廃止するものであり、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 田村市公民館条例の一部を改正する条例について及び議案第23号 田村市体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。使用の制限に係る規定について、他の公共施設との整合性を図るために条例改正を行うものであり、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、集团的また常習的に暴力的不当行為を行うおそれのある組織以外にも過去に使用の制限に係る訴訟があった事例を踏まえ、それらに対応すべく規定を明文化すべきではないかとの質疑があり、県内等の施設を調査した上で検討するとの回答がなされました。

議案第31号 平成17年度田村市一般会計補正予算（第6号）について、歳出のうち教育費であります。既定の教育費歳入歳出予算の総額に2,742万8,000円を減額し、教育費歳入歳出予算の総額を22億3,721万2,000円にするものであります。

主なものにつきましては、芦沢小学校屋内運動場建設費、古道プール設計委託料などの事業確定による減額であり、審議した結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、教育分室の本来の目的とあり方等についての質疑があり、現在行っておる行政組織の見直しの中で教育分室のあり方を検討中であるとの回答がなされました。

議案第46号 平成18年度田村市一般会計予算について、歳出のうち教育費であります。23億8,937万1,000円で、前年度予算と比較しまして1億6,073万7,000円の増となっております。主なものは、市内25小学校、8中学校、12幼稚園の管理運営、教育振興に係る経費及び各公民館、図書館、文化センターなどの社会教育、文化振興事業に要する経費並びに社会体育施設の管理運営等に要する経費であり、原案どおり可決すべきものと決しました。また、本件について大橋教育長に出席要求を行い、18年度における教育費予算に関することについて質疑を行いました。

以下、予算審査の過程において論議された事項等について、その概要を申し上げます。

まず、教育総務課所管の予算審査について申し上げます。

教育費のうち、小中学校、幼稚園の管理運営に係る経費や教育委員会費、事務局経費等が計上されておりますが、主な事業としましては中学生海外派遣研修事業費、小中学校通学対策費、各小学校建設事業等における経費がそれぞれ計上されております。

主な質疑としては、まず中学生海外派遣事業については、対象となる生徒に対して、予備調査を実施した結果を踏まえ、事業計画を行ったとの説明がありました。応募方法等についての質疑があり、市内中学校間の交流を踏まえ募集を行うとの回答がなされました。

次に、小中学校の通学対策費に関し、現在それぞれの運営方法で行っているが、学校統合等を踏まえ、将来的にはどのようなようになるのかとの質疑があり、経費削減等を考慮し、新規分については委託の方向で検討していくとの回答がなされました。

次に、小学校建設事業費に関して、関本小学校校庭拡張工事について質疑があり、過去の委員会における審議過程を踏まえ、事業の有効性を考慮し、さらに縮小すべきではないかとの質疑に対し、教育長より、事業実施の段階においては地域住民との協議を重ね、規模縮小に取り組みたいとの回答がなされました。この件につきましては、昨年の6月定例会により、本会議で審議を行ってきたものでありますが、本委員会としては教育長の回答を受け了承したところであります。

次に、学校教育課所管の予算審査について申し上げます。

教育費のうち、小中学校における教育振興に係る経費や学校給食に係る経費等を計上されております。主な質疑としましては、まず学力向上支援事業費に関して、基礎学力に対する取り組みについて質疑があり、中学校ばかりでなく、小・中連携のもとで学力向上を真の実現とかみ合わせながら進めているとの回答がなされました。

次に、教職員研修費や中学校教育振興費に関して、不登校の問題について質疑があり、特に中学生における不登校の対策として、小学校から中学校へ進学する際の段差のないスムーズな中学校生活への適応ができるような環境づくりに努めているとの回答がなされました。また、不登校に対する地域におけるボランティア団体の支援については、補助金の助成や認可等について検討する旨の回答がなされました。

次に、特別支援教育費に関して、学校統廃合を行った場合の空き校舎に対する養護学校の誘致についての質疑があり、県への働きかけを含めて特別支援に係る田村市としての独自の教育施策を検討しているとの回答がなされました。

次に、学校給食費に関して、田村市として将来的な給食のあり方について質疑があり、アンケート等を実施した上で検討していくとの回答がなされましたが、既存の給食センタ

一施設等の有効利用を含め、今後、田村市における学校給食のあり方について早急に検討する必要があるとの意見が出されております。

次に、生涯学習課所管の予算審査について申し上げます。

各公民館、図書館、文化センターなどの社会教育、文化振興事業に要する経費並びに社会体育施設の管理運営に要する経費が計上されております。主な事業として、社会教育費については、公民館一般管理費、図書費、市内遺跡調査事業費、文化センター自主文化事業費等がそれぞれ計上されております。保健体育費については、スポーツ大会費、運動場費、古道プール改修工事費等が計上されております。主な質疑としましては、まず社会教育一般費に関して、田村市青少年健全育成市民会議について、生活福祉部所管の青少年問題協議会との整合性に対する質疑があり、早急に整合させるべく協議を行いたいとの回答がなされました。

次に、図書館に関して、図書購入について質疑があり、図書館全体という考えで本館のみならず、分館を含めて配本を行うとの回答がなされました。古くなった本等については、処分せずに本館及び分館で調整した上で大切に保管すべきとの意見がありました。

次に、文化センター費に関して、自主文化事業等についての質疑があり、事業の選定については市民の意見を反映し、市全体にわたるような方策を考えていきたいとの回答がなされました。

以上で文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三瓶利野） これをもちまして、付託議案の委員会審査結果報告を終わります。

休憩のため、暫時休議いたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時01分 休議

午前11時15分 再開

○議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き会議を続けます。

日程第2 議案第1号 田村市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

の制定について

○議長（三瓶利野） 日程第2、議案第1号 田村市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。2番木村高雄君。

（2番 木村高雄議員 登壇）

○2番（木村高雄） 議案第1号 田村市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についての反対討論を行います。

まず、国民保護法は、いわゆる有事の際に地方自治体や地方公共機関等に住民の避難計画や救援、復旧などの国民保護計画を策定することを義務づけているもので、この計画には住民の避難計画だけでなく、社会秩序の維持、輸送、通信、国民生活の安定などが含まれております。政府は、全国9カ所のブロックに国民保護計画に関する説明会を順次開催し、計画づくりの加速を図っております。

議案第2号の田村市国民保護協議会条例は、自衛隊幹部なども参加する国民保護協議会を自治体に設置する条例です。国民保護対策本部条例は、有事イコール武力事態の際に国民保護を実施に移すための対策本部を自治体に設置するものであります。国民保護法の大もとは、武力攻撃事態法であります。2003年6月、自民、公明、民主の賛成で強行可決されましたが、これはアメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に罰則つきで国民自衛隊を動員するという危険な内容であります。

武力攻撃事態法とは、予想されると政府が判断すれば、日本のどこかの国から攻められていなくても、米軍の戦争を支援し、国民を動員する体制に移れるようにするための規定であります。日本以外の場所で周辺事態が起こったら、日本が有事になっていなくても武力攻撃事態に至ったとして直ちに地方自治体や国民をアメリカの支援体制に動員することができる仕組みになっております。外部からの万が一の不当な侵害があった場合や、大震災や大規模災害のときに政府や地方自治体が国民の保護に当たらなければならないのは当然のことです。しかし、有事法制における国民保護計画は、災害救助における住民

避難計画とは根本的に違うものであります。

国民保護法への罰則措置の導入については、憲法違反だという国民の強い批判を恐れて、今回は物資の保管命令違反などに極めて限定した形で行われています。しかし、政府が必要とあれば、これを直ちに拡大するつもりでいることは、国民の権利、規制を公共の福祉と位置づけていることから明らかであります。これまでの中央集権が排除され、ほとんどの施設や港湾が都道府県知事や市町村の管理のもとにあります。しかし、米軍や自衛隊が出撃基地にすることや出撃補給のために施設や港湾を優先的に利用できるように定めています。

しかし、もし地方自治体首長がその利用を拒否した場合に、総理大臣が管理者に米軍の優先利用を指示できるようにもなっております。それでも、都道府県知事などが拒否した場合には、総理大臣がかわって執行できるようになっており、地方自治権の大幅な侵害、日本国民の権利を不当に侵害するものであります。

今、日本は靖国問題、憲法9条の問題などで平和と逆行する危険な動きがあります。今、日本にとって必要なことは、有事法制の制定や具体化という軍事的な対応でアジアを緊張させることではありません。あれこれの国を仮想敵国に見立てて、脅威を言い立てて、専ら軍事的対応で問題にするといった外交白書に引きずられるような外交からは抜け出さなければなりません。平和を探究する大戦略を外交の根底に据えることが何よりも大事であります。

大震災や大災害、自然災害は人間の力では防げません。しかし、戦争は外交政治の力で抑えることができます。有事法制の具体化でなく、有事を起こさない平和外交の努力こそが重要だという国民世論を大いに広げていくことが大事であります。

なお、全国で基地を抱える自治体はこの議案に慎重に対応するというので、継続としている自治体があります。田村市には全国で有数と言われるレーダー基地もあるということも申し上げて、議案第1号 田村市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、また、議案第2号 田村市国民保護協議会条例の制定についての反対の理由であります。

議員各位の賛同をお願いし、私の討論を終わります。

○議長（三瓶利野） 次に、賛成討論の発言を許します。28番村上好治君。

（28番 村上好治議員 登壇）

○28番（村上好治） 議案第1号について反対討論がありましたが、私は賛成討論を行いま

す。

議案第1号は、平成16年9月に国が制定した武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律に基づき、田村市としては対策本部の設置に係る組織、会議等に関し、必要事項を定める条例の制定であり、生活福祉常任委員会において慎重に審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、賛成討論といたします。

○議長（三瓶利野） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 以上で討論を終結いたします。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三瓶利野） 起立多数です。よって、議案第1号については常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 田村市国民保護協議会条例の制定について

○議長（三瓶利野） 日程第3、議案第2号 田村市国民保護協議会条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三瓶利野) 起立多数であります。よって、議案第2号については常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 田村市自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例
の制定について

○議長(三瓶利野) 日程第4、議案第3号 田村市自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 田村市放課後児童健全育成条例の制定について

○議長(三瓶利野) 日程第5、議案第4号 田村市放課後児童健全育成条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 田村市幼児預かり保育条例の制定について

○議長（三瓶利野） 日程第6 議案第5号 田村市幼児預かり保育条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 田村市子育て支援奨励金支給条例の制定について

○議長（三瓶利野） 日程第7、議案第6号 田村市子育て支援奨励金支給条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 田村市保育所条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第8、議案第7号 田村市保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 田村市特別保育所条例の一部を改正する条例について

○議長(三瓶利野) 日程第9、議案第8号 田村市特別保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 田村市立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(三瓶利野) 日程第10、議案第9号 田村市立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 田村市常葉児童生活センター条例の一部を改正する
条例について

○議長（三瓶利野） 日程第11、議案第10号 田村市常葉児童生活センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 田村市常葉児童生活センター幼稚園児預かり保育条

例を廃止する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第12、議案第11号 田村市常葉児童生活センター幼稚園児預かり保育条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 田村市大越放課後幼児・児童健全育成事業費用の徴収に関する条例を廃止する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第13、議案第12号 田村市大越放課後幼児・児童健全育成事業費用の徴収に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 田村市常葉放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例を廃止する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第14、議案第13号 田村市常葉放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 田村市船引放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例を廃止する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第15、議案第14号 田村市船引放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号 田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(三瓶利野) 日程第16、議案第15号 田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決さ

れました。

日程第17 議案第16号 田村市表彰条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第17、議案第16号 田村市表彰条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第66号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第18、議案第66号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。2番木村高雄君。木村高雄君。

(2番 木村高雄議員 登壇)

○2番(木村高雄) 議案第66号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

今回の条例改正も第3回臨時議会のマイナス勧告に相次ぐ給与の引き下げであり、職員の中からは、教育真っ最中なのに家のローンを払うのが大変だという条例改正に不満の声寄せられております。この引き下げ内容は、若い職員の部分については引き下げはないとのことではありますが、年齢的に見れば40歳後半から引き下げ幅を上げ、平均4.8%の引き下げはまさに家計を直撃するものであります。

また、勤務成績に基づいて昇給を行うということではありますが、これについても疑問を感じるものでありますが、昇給、昇格の勤務成績の基準もあいまいで確立されておりません。さらに、災害派遣手当を武力攻撃災害派遣手当と読みかえることに関しても、議案第1号にかかわるもので、職員の給与条例改正の分野でも国民保護法の意識を植えつくるものと思われる条例改正で認められるものではありません。

さて、昨年12月28日の新聞報道にありますように、公務員給与を100とするラスパイレ指数は全国町村平均93.7%、県内町村平均93.6%、県内市町村平均では92.5%で、田村市の指数は88.2%と、県内市町村で下から2番目であります。この新聞の論評は、県内市の部はこの時点では3市が合併を経ており、11市平均で96.9%、前年度より0.6ポイント下がり、全国市平均と比べても0.7ポイント下回った。これは給与水準が低かった田村郡5町村が合併して田村市が誕生、指数が88.2%と、県内の市で唯一90%を割り込んでいるのが要因との報道であります。このことから明らかなように、さらなる給与の引き下げは田村市職員の給与水準を引き下げ、職員の生活圏を脅かすばかりでなく、労働意欲をそぐものであります。また、前回臨時議会でも申し上げたとおり、民間賃金にも連動するものであり、上向きかけたと報道される経済状況に冷水をかけるものであります。

以上申し上げましたことが、議案第66号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての反対の理由であります。議員各位の御賛同をお願いし、私の討論を終わります。

○議長(三瓶利野) 次に、賛成討論の発言を許します。16番本田芳一君。本田芳一君。

(16番 本田芳一議員 登壇)

○16番(本田芳一) ただいま木村議員さんより反対討論がありましたので、私の方から賛成討論をいたします。

議案第66号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正することについては、人事院勧告に基づく改正であり、職員の給与が地場賃金より高いという批判がある中、公務員給与の見直しであって、委員としても十分検討した結果、可決すべきものと決しましたので、賛成討論といたします。

○議長（三瓶利野） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 以上で討論を終結いたします。

○議長（三瓶利野） 本案は起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三瓶利野） 起立多数です。よって、議案第66号については常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第17号 田村市職員の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第19、議案第17号 田村市職員の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第18号 田村市の特別職の市内旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第20、議案第18号 田村市の特別職の市内旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号 田村市特別会計条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第21、議案第19号 田村市特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第20号 田村市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について

○議長(三瓶利野) 日程第22、議案第20号 田村市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第21号 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第23、議案第21号 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第67号 田村市介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第24、議案第67号 田村市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。2番木村高雄君。木村高雄君。

（2番 木村高雄議員 登壇）

○2番（木村高雄） 議案第67号 田村市介護保険条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

本議案は、ことし4月から3年ぶりに65歳以上の介護保険料の改定の議案であります。

保険料算定については、担当部局でさまざまな苦勞があったことが委員会でも明らかになりました。その主な原因は、国の介護保険制度に対する後退に原因があります。それは、今回の介護保険の改定前に政府が示した試算によると、現在、全国月平均で 3,290円の保険料は、約 4,000円と 2割から 3割へと値上げが見込まれています。今回の改定によって、居住費、食費が介護保険の給付の対象外となったことで、1人当たり 200円の保険料の抑制効果があると言われていますが、それでも多くの市町村の保険料は 2割程度の値上げになる見込みであります。

増税、年金水準の削減、公共料金の値上げが相次いでいる中で、多くの高齢者の負担は限界であり、第 3次計画の中で保険料を抑えることは重大な課題であります。保険料の値上げを食いとめるためには、国に第一義的な責任を果たさせることが何よりも大事であります。そもそも保険料が高い最大の理由は、介護制度が始まったときに、それまで介護に係る費用のうち、50%を負担していた国が 25%まで引き下げたことにあります。

私たちは、さまざまな介護保険の矛盾を解決するために、国庫負担の割合を計画的にもとの 50%に戻すことを要求してまいりました。とりわけ、介護保険への国負担は給付率の 25%とされていますが、このうち 5%は後期高齢者の比率の高い市町村などに重点的に配分される調整交付金であります。

全国市町村もこの調整交付金は 25%の外枠にして、すべての市町村の最低でも 25%が交付されるように繰り返し要望してまいりました。国の負担を 5%引き上げれば約 3,000億円の財源が確保され、1号被保険者の負担割合を 5%引き下げ、4月からの第 1号被保険者の値上げを吸収することができます。当面、国に国庫負担の割合を緊急に 5%引き上げ、30%にするように国に要求することが今何よりも大事であります。

さて、今回の田村市の条例改正では、保険料の段階を 6段階よりもさらに細分化することにより、低所得者に対する軽減が図られるよう制度が改正されておりますが、それも検討されておられません。また、介護保険特別会計の赤字が出たため、財政安定化基金の借入れの償還がありますが、2003年の保険料改定の際は、最大 9年までの償還金の延長を認める措置がとられました。このことも検討されておられません。さらに、何よりも保険料が平均で 30.8%の大幅な値上げにより、保険料を払えない低所得者に対し減免制度を実施しない限り、保険あっても介護なし、必要なときに介護が受けられない事態が起こることは必至であります。

以上、申し上げたことが議案に対する反対の理由であります。

なお、議案第49号についても改正の保険料が計上されますので、反対の討論は省略させていただきます。以上で討論を終わります。

○議長（三瓶利野） 次に、賛成討論の発言を許します。28番村上好治君。

（28番 村上好治議員 登壇）

○28番（村上好治） 議案第67号について反対討論がありましたが、私は賛成討論を行います。

本案は、介護保険条例の一部を改正する条例であり、第2条平成18年から20年までの保険料を定める制度の改正であります。今日の高齢者社会に向けて、この制度は定着しており、安定的に運営するためには要介護者の急増、在宅サービスの拡充など、配慮すれば6段階の保険料の設定は不可欠と思われる。また、低所得者への対応については、保険料の軽減、利用者負担の軽減等が明記されており、生活福祉常任委員会においては採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、賛成討論といたします。

○議長（三瓶利野） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 以上で討論を終結いたします。

○議長（三瓶利野） 本案は起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三瓶利野） 起立多数です。よって、議案第67号については常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第22号 田村市公民館条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第25、議案第22号 田村市公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第23号 田村市体育施設条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第26、議案第23号 田村市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第24号 田村市滝根総合福祉センター条例の一部を改正する
条例について

○議長（三瓶利野） 日程第27、議案第24号 田村市滝根総合福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第25号 田村市船引総合福祉センター条例の一部を改正する
条例について

○議長（三瓶利野） 日程第28、議案第25号 田村市船引総合福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第29 議案第26号 田村市高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について

○議長(三瓶利野) 日程第29、議案第26号 田村市高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第30 議案第27号 田村市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

○議長(三瓶利野) 日程第30、議案第27号 田村市老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第31 議案第28号 田村市保健センター条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第31、議案第28号 田村市保健センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第32 議案第29号 田村市天地人館条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第32、議案第29号 田村市天地人館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第33 議案第30号 田村市下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第33、議案第30号 田村市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第34 議案第31号 平成17年度田村市一般会計補正予算（第6号）について

○議長（三瓶利野） 日程第34、議案第31号 平成17年度田村市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第35 議案第32号 平成17年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（三瓶利野） 日程第35、議案第32号 平成17年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第36 議案第33号 平成17年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算
(第4号) について

○議長(三瓶利野) 日程第36、議案第33号 平成17年度田村市簡易水道事業特別会計補正
予算(第4号) についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決さ

れました。

日程第37 議案第34号 平成17年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（三瓶利野） 日程第37、議案第34号 平成17年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第38 議案第35号 平成17年度田村市都路町観光事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（三瓶利野） 日程第38、議案第35号 平成17年度田村市都路町観光事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第39 議案第36号 平成17年度田村市農業集落排水事業特別会計補正
予算(第3号)について

○議長(三瓶利野) 日程第39、議案第36号 平成17年度田村市農業集落排水事業特別会計
補正予算(第3号)についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第40 議案第37号 平成17年度田村市公共下水道事業特別会計補正予
算(第2号)について

○議長（三瓶利野） 日程第40、議案第37号 平成17年度田村市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第41 議案第38号 平成17年度田村市授産場事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（三瓶利野） 日程第41、議案第38号 平成17年度田村市授産場事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第42 議案第39号 平成17年度田村市総合福祉センター特別会計補正
予算(第3号)について

○議長(三瓶利野) 日程第42、議案第39号 平成17年度田村市総合福祉センター特別会計
補正予算(第3号)についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第43 議案第40号 平成17年度田村市診療所事業特別会計補正予算
(第3号)について

○議長(三瓶利野) 日程第43、議案第40号 平成17年度田村市診療所事業特別会計補正予
算(第3号)についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第44 議案第41号 平成17年度田村市歯科診療所事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（三瓶利野） 日程第44、議案第41号 平成17年度田村市歯科診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第45 議案第42号 平成17年度田村市老人保健特別会計補正予算（第2号）について

○議長（三瓶利野） 日程第45、議案第42号 平成17年度田村市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第46 議案第43号 平成17年度田村市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（三瓶利野） 日程第46、議案第43号 平成17年度田村市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第47 議案第44号 平成17年度田村地方介護認定審査会特別会計補正
予算（第3号）について

○議長（三瓶利野） 日程第47、議案第44号 平成17年度田村地方介護認定審査会特別会計
補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第48 議案第45号 平成17年度田村市水道事業会計補正予算（第4号）
について

○議長（三瓶利野） 日程第48、議案第45号 平成17年度田村市水道事業会計補正予算（第

4号) についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第49 議案第46号 平成18年度田村市一般会計予算について

○議長(三瓶利野) 日程第49、議案第46号 平成18年度田村市一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。2番木村高雄君。

(2番 木村高雄議員 登壇)

○2番(木村高雄) 議案第46号 平成18年度田村市一般会計予算についての反対討論を行います。

まず、反対の第1番目の理由は、議案第66号、市職員の条例改正が平成18年度予算に反映していることから、当然反対するものであります。

2番目の理由は、市長、議長などの交際費の問題であります。特に市長の交際費については、県内11市の当初予算、人口比と比較しても額が高いものであります。また、使途の透明性についても、先日同僚議員の監査委員の答弁でも明らかになったように、監査の対象とならず、交際費の使い道が市民の目にも明らかにされておられません。私は市民の貴重な税金が1円たりとも明らかにされないようなものについては納得できるものではありません。この使途を明らかにするためにも、矢祭町で実施しているように、各部局の需用費に計上すべきだと考えます。また、多くの自治体で交際費の支出についてはホームページに載せ、住民に税の使い道を明らかにする、このことも重要なことでもあります。

3番目の理由は、企画調整費の合併記念事業であります。この事業の趣旨は、合併した一体感を感じてもらおうということですが、合併して1年ということで、各種事務事業のすり合わせの確立もできていない状況の中、また住民からささやかれるのは合併しても何もいいことがない、税金ばかりが上がるという声が聞こえます。このようなイベントを行うのは時期尚早であると思います。

このような事業を行うよりは、むしろ生活福祉常任委員会で明らかになりましたが、所管事務調査で船引町授産場からの要望のあった老朽化した車の購入、猛暑の中で仕事は障害者にとっては大変だ、エアコンを設置してほしいなどが当初予算にも計上されておられません。むしろ要望実現のために予算を振り向けるべきであります。

4番目の理由は、教育費の問題であります。教育基本法にもあるように、市町村立の義務制小中学校の設置者である市町村の教育行政に対する最大の任務は、教育条件の整備であります。ところが、平成18年度の本市予算案を見ると、教育費の小学校、中学校の維持管理、教育活動費、教材費にかかわる学校管理費、教育振興費が前年度比で1億2,500万円も減額されております。その一方で、市教育委員会の調査によれば、17年度の給食費を除く市内の小学校の保護者負担の教育費が、25校平均で児童1人当たり年額2万9,000円、中学校では8校平均で、生徒1人当たり7万1,000円もの税外負担、学校徴収金として集金している実態があります。これが適正な保護者負担と言えるものではありません。

現在、国の2006年度の予算案、児童手当改革案では、児童手当を小学校の3年生から6年生まで支給期間を延長します。田村市の4歳・5歳児への保育料無料化との相乗効果も期待されますが、昨年夏に名古屋市立大学の研究者が発表された数値では、児童手当を月額1万円に増額した場合の出生数増加に対する効果は0.03%、これは収入に児童手当が加わることで家計にどの程度の余力が生まれ、夫婦の出生行動に結びつくかを複数のケース

を用いて示したものであります。確かに2005年度に内閣が行った少子化対策に関する子育て助成の意識調査でも、時事通信社が2005年に行った暮らしと環境に関する世論調査でも、経済的支援、教育費の軽減を求める声が5割を超える実態があり、少子化対策、子育て支援として経済面での支援は現在の若年層の保護者からの要望として率直に受けとめられるものであります。

ただし、国の国民生活白書によれば、教育費などの子育て負担が大きいのは、15歳から21歳であり、大学在学期間の18歳から21歳がピークに達しているようです。企業でも年功序列の賃金形態が崩れる中、賃金が上がらなくても子供の年齢が上がるにつれ、ふえ続ける保護者の教育費負担を4歳児、5歳児の保険料軽減に限ることなく、ゼロ歳から小学校、中学校へと社会人、市民になるまでの期間でとらえる必要があるのではないのでしょうか。その意味でも、今回の本市教育費、学校管理費、教育振興費が現在少なくない保護者負担をさらに増加させる状況になることのないようにするべきであります。

さらに踏み込めば、現在の若い保護者の負担、給与収入状況をかんがみ、現在の小中学校の父母負担、保護者負担を10円でも100円でも軽減されることを強く求めるものであります。

また、学校用務員の配置、雇用形態についてもまちまちであります。一部の小学校では、労働派遣をしていますが、このことは職業安定法第44条及び労働派遣法、厚生労働省告示第37号にも違反していると考えられます。学校用務員の仕事は、環境の整備、営繕、修繕、給食センターにおける給食の配膳、各教育分室、行政局との文書の連絡だけでなく、印刷などの教材作成の補助、事務補助などなど、また精神的なよりどころ、先生には打ち明けられない気持ちを学務員には話せる幅広い多岐にわたるものであります。この分野の雇用形態の確立を求めるものであります。

新聞、テレビなどで田村市の子育て支援については全国的に報道され、私も称賛するものであります。しかし、その子育て支援の対象期間を4歳・5歳児にとどまらず、人づくりと言われる教育予算にも充実を求めるものであります。

以上、申し上げましたことが平成18年度田村市一般会計予算に対する反対の理由であります。どうか、議員各位の御賛同を求め、討論を終わりたいと思います。

○議長（三瓶利野） 次に、賛成討論の発言を許します。16番本田芳一君。本田芳一君。

（16番 本田芳一議員 登壇）

○16番（本田芳一） 議案第46号 平成18年度田村市一般会計予算についての賛成討論をい

たします。

総務企画常任委員会の関係で2点質問があったやに伺っております。一つは、交際費の件であります。交際費につきましては地方自治法施行規則第15条第2項の歳出予算に明記されており、需用費で対応する性格のものではなく、予算計上されておることから、賛成いたすものであります。

2点につきまして、合併記念事業についてでございますが、合併1周年を迎え、市民間の交流と情報の共有化を図るための事業でありまして、意義ある事業だと認識しておるところでございます。市民相互がそれぞれの立場で合併を体で感じられる大変よい機会だと考え、賛成するものであります。

○議長（三瓶利野） 次に、55番吉田 豊君。

（55番 吉田 豊議員 登壇）

○55番（吉田 豊） 55番吉田 豊。原案についての賛成討論をさせていただきます。

平成18年度一般会計予算、第10款教育費2項小学校費、目の1、学校管理費及び3項中学校費、目の1、学校管理費については、市内25小学校、8中学校の学校施設の維持管理に要する経費等が計上されておりますが、前年度より各学校管理費が減額となりました理由につきましては、総括質疑の答弁説明でもありましたように、平成18年度に行う各学校の大規模な修繕工事などが少なくなったことに伴う減額でありますので、各学校の運営や教育活動など、教育現場に支障を来すものではなく、保護者の負担増に結びつくものではないと考えます。文教常任委員会におきましても教育費について慎重審議をし、その結果、原案のとおり可決するものと決しておりますので、本案に対し賛成をするものであります。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（三瓶利野） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 以上で討論を終結いたします。

○議長（三瓶利野） 本案は起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三瓶利野） 起立多数です。よって、議案第46号については常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第50 議案第47号 平成18年度田村市国民健康保険特別会計予算について

○議長（三瓶利野） 日程第50、議案第47号 平成18年度田村市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第51 議案第48号 平成18年度田村市老人保健特別会計予算について

○議長（三瓶利野） 日程第51、議案第48号 平成18年度田村市老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第52 議案第49号 平成18年度田村市介護保険特別会計予算について

○議長（三瓶利野） 日程第52、議案第49号 平成18年度田村市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第49号については常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第53 議案第50号 平成18年度田村市簡易水道事業特別会計予算について

○議長（三瓶利野） 日程第53、議案第50号 平成18年度田村市簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第54 議案第51号 平成18年度田村市滝根町観光事業特別会計予算について

○議長(三瓶利野) 日程第54、議案第51号 平成18年度田村市滝根町観光事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第55 議案第52号 平成18年度田村市農業集落排水事業特別会計予算
について

○議長（三瓶利野） 日程第55、議案第52号 平成18年度田村市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第56 議案第53号 平成18年度田村市宅地造成事業特別会計予算につ
いて

○議長（三瓶利野） 日程第56、議案第53号 平成18年度田村市宅地造成事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第57 議案第54号 平成18年度田村市公共下水道事業特別会計予算について

○議長（三瓶利野） 日程第57、議案第54号 平成18年度田村市公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第58 議案第55号 平成18年度田村市授産場事業特別会計予算について

て

○議長（三瓶利野） 日程第58、議案第55号 平成18年度田村市授産場事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第59 議案第56号 平成18年度田村市診療所事業特別会計予算について

て

○議長（三瓶利野） 日程第59、議案第56号 平成18年度田村市診療所事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第60 議案第57号 平成18年度田村地方介護認定審査会特別会計予算
について

○議長（三瓶利野） 日程第60、議案第57号 平成18年度田村地方介護認定審査会特別会計
予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決
されました。

日程第61 議案第58号 平成18年度田村市水道事業会計予算について

○議長（三瓶利野） 日程第61、議案第58号 平成18年度田村市水道事業会計予算について
を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第62 議案第59号 東辺地に係る総合整備計画の策定について

○議長（三瓶利野） 日程第62、議案第59号 東辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第63 議案第60号 早稲川辺地に係る総合整備計画の策定について

○議長（三瓶利野） 日程第63、議案第60号 早稲川辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第64 議案第61号 古道辺地に係る総合整備計画の策定について

○議長（三瓶利野） 日程第64、議案第61号 古道辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第65 議案第62号 市道路線の廃止について

○議長(三瓶利野) 日程第65、議案第62号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第66 議案第63号 市道路線の認定について

○議長(三瓶利野) 日程第66、議案第63号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第67 議案第64号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減
について

○議長（三瓶利野） 日程第67、議案第64号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第68 議案第65号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（三瓶利野） 日程第68、議案第65号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第69 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(三瓶利野) 日程第69、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。富塚市長。

○市長(富塚宥暲) 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員につきましては、滝根町から推薦されておりました郡司重光氏が本年6月30日に任期満了となります。つきましては、引き続き再任いたしたく、滝根町神俣字一ノ坪 118番地の2、郡司重光、昭和23年6月24日生まれであります。

慎重御審議の上、御答申賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三瓶利野) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号について、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、諮問第1号については委員会付託を省略することに決しました。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

本案は原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり推薦することに決しました。

日程第70 発議第1号 田村市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長(三瓶利野) 日程第70、発議第1号 田村市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

提出者佐藤 喬君から提案理由の説明を求めます。佐藤 喬君。

(7番 佐藤 喬議員 登壇)

○7番(佐藤 喬) 発議第1号 田村市議会委員会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

平成17年3月7日付、条例第193号にて制定されました田村市議会委員会条例の中身につきましては、70名の議員を対象として制定されております。本件は、在任特例期間が本年4月末をもって終了いたしますことから、新たに誕生する26名の議員に対応するために条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださるようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。早川栄二君。

○46番（早川栄二） 46番早川でございます。ただいま佐藤 喬議員の方から発議第1号について御説明があったわけですが、これに対してまず質疑。この内容等についての経過的な委員会での審議内容を求めます。以上です。

○議長（三瓶利野） 佐藤 喬君。

○7番（佐藤 喬） ただいま早川栄二議員から質問ありましたけれども、ここに至るまでの委員会の中身では、26名になりますことから委員会の構成を7名か8名という意見もございました。しかしながら、多数決で4委員会にしておきまして、その26名の中で委員構成を新たに決めていただくというような含みを残しまして、最終的な決着をしたわけでありす。

以上、説明といたします。

○議長（三瓶利野） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第1号について、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、発議第1号については委員会付託を省略することに決しました。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。46番早川栄二君。

（46番 早川栄二議員 登壇）

○46番（早川栄二） 46番でございます。

ただいま佐藤 喬議員の方から質疑に対して説明がありました。26名の新たな議員になってから決めるというような方向で前向きな答弁があったわけですが、私は26名の議員の中で四つの常任委員会が果たして必要なのか、私は二つか三つで十分でないかなというように考えております。

といたしますのは、7・7・6・6といたしますと、当然委員長、副委員長が抜けます。残りの5名や4名で慎重な委員会の審議ができるのか私は納得いかないので、反対とさせて

いただきます。以上です。

○議長（三瓶利野） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

採決は起立採決によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三瓶利野） 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第71 発議第2号 田村市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（三瓶利野） 日程第71、発議第2号 田村市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

提出者佐藤 喬君から提案理由の説明を求めます。佐藤 喬君。

（7番 佐藤 喬議員 登壇）

○7番（佐藤 喬） 発議第2号 田村市議会会議規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

平成17年3月7日付、議会規則第1号にて制定されました田村市議会会議規則の中身については、70名の議員を対象として制定されております。本案は、在任特例期間が本年4月末をもって終了いたしますことから、新たに誕生する26名の議員に対応するために規則の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださるようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第2号について、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、発議第2号については委員会付託を省略することに決しました。

○議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

○議長(三瓶利野) これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第72 発議第3号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について

○議長(三瓶利野) 日程第72、発議第3号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局書記。

○事務局書記(渡辺新一) では、朗読いたします。

発議第3号

道路特定財源の確保に関する意見書の提出について

田村市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

平成18年3月6日 提出

提出者 田村市議会議員 佐藤 喬

賛成者 田村市議会議員 佐藤 義博

賛成者 田村市議会議員 遠藤 文雄

賛成者 田村市議会議員 松本 道男

賛成者 田村市議会議員 本 田 仁 一

賛成者 田村市議会議員 宗 像 公 一

次のページをごらんください。

道路特定財源の確保に関する意見書（案）

田村市は、平成17年3月1日に旧5町村が合併し、新市となりました。

阿武隈高原の中央に位置し、面積は458.3km²であり、国道288号が東西に横断し、国道349号・399号が南北に縦断し、いわき新潟間の磐越自動車道が西部を通過し、インターチェンジが国道288号にアクセスされており、これらが重要な基軸となり県道、市道の道路網が構成されております。

しかし、道路の現状は、市道はもとより国・県道においても狭隘で急カーブが連続する道路が多数あり、通勤・通学等の日常生活における安全性や快適性、利便性など生活環境の向上を図るため、本市の道路整備は緊急の課題となっております。

こうした中、合併による新市建設計画に基づき市内各地域間を結ぶ主要幹線道路網の整備を推進し、新市としての一体感の向上を図るとともに、国・県道の整備を促進し、県内他地域や高速道路、福島空港などとの円滑な交通ネットワークの形成を進め、これらの道路整備により、広域的な観光ルートづくりや産業の振興、救急医療への対応を図ると共に、住民の身近な生活道路の整備を推進するために、道路整備計画を策定し、計画に基づき道路整備を緊急に進めなければならないところであります。

よって、政府においては、道路整備の必要性を強く認識し、受益者負担の原則に基づいた目的税である道路特定財源について、一般財源化することなく、その全額を道路整備に充当するとともに、地方の道路整備が著しく遅れている現状を踏まえ、公共事業削減という一律の枠組みから道路事業を除外するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年3月6日

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
国土交通大臣 様
経済財政政策担当大臣 様

福島県田村市議会議員 三 瓶 利 野

以上で朗読を終わります。

○議長（三瓶利野） 提出者佐藤 喬君から提案理由の説明を求めます。佐藤 喬君。

○7番（佐藤 喬） 発議第3号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について御説明を申し上げます。

本案は、平成18年1月31日付にて、富塚市長より道路特定財源の確保に関する意見書の提出について要請がありました。現在、政府においては道路特定財源の見直しが行われており、一般財源化することでの検討がなされております。本来、道路特定財源制度は、道路整備のために創設されたものであります。地方の道路整備は著しくおこなわれているのが現状であります。田村市においても道路整備は緊急の課題であります。

つきましては、田村市議会といたしましても道路特定財源を一般財源化することなく、その全額を道路整備に充当するよう関係大臣に意見書を提出したいと思っておりますので、よろしく御審議くださるようお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第3号について、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、発議第3号については委員会付託を省略することに決しました。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。2番木村高雄君。木村高雄君。

（2番 木村高雄議員 登壇）

○2番（木村高雄） 発議第3号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出についての反対討論を行います。

この意見書では、田村市の地理的な条件などで、急カーブが多く、日常の生活に支障を来しており、地方の道路整備は緊急課題であるとの趣旨で、同意できるものであります。しかし、道路特定財源は、高規格道路など本州・四国連絡橋など、つくっても利用者が少ないなどと指摘されるむだな公共事業に多くを費やし、地方道路の整備のおくれの原因と

なっているものであります。

確かに小泉首相は、2005年衆議院本会議で使い道が道路整備に限定され、硬直化が指摘される道路特定財源については、暫定増税としている税制との関係や使い方を見直しなどの基本方針について、年内に検討するように指示していると答弁しました。しかし、小泉首相のねらいは、国債の償還金額増などで逼迫する財政の中、ふえ続ける道路特定財源を従来どおり採算見込みのない高速道路の建設や、大都市における都市再生づくりに使い、その上、本州・四国架橋の借金返済にまで充てようとするところであります。

私たち日本共産党は、従来から一貫して小泉首相の主張とは全く違う立場から、こうした特定財源の一般財源化を主張し、生活密着型公共事業に使うべきと言い続けてまいりました。それは、国民の生活の利便、国土のつり合いのとれた発展、安全と効率、エネルギーの浪費の抑制などの総合的見地から、国民本位の合理的、総合的な交通運輸体系をつくるのが大切であると考えております。

道路、鉄道、航空、海運など、さまざまな交通手段の特性を生かし、バランスのとれた交通体系を確立してこそ、住民の足としての交通機関を発展させることができます。道路特定財源は廃止し、交通関係の特別会計を一元化した総合特別会計を創設することにより、地方道路の整備は促進するという事を申し上げ、この発議に対する討論といたします。

○議長（三瓶利野） 次に賛成討論の発言を許します。66番宗像公一君。宗像公一君。

（66番 宗像公一議員 登壇）

○66番（宗像公一） 66番宗像公一でございます。発議第3号について賛成討論を行います。

道路特定財源は、道路整備を目的とする目的税でありまして、我が田村市においてはまだまだ道路整備が必要であり、また市民の根強い道路整備の要望があるのも事実でありますから、田村市の民意は特定財源をすべて道路整備に使ってほしいと願っているものと認識し、本意見書、発議第3号道路特定財源の確保に関する意見書の提出について賛成するものであります。

議員各位の御賛同を願い、賛成討論といたします。

○議長（三瓶利野） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 以上で討論を終結いたします。

○議長（三瓶利野） 本案は起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、発議第3号については原案のとおり可決されました。

○議長（三瓶利野） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

ここで市長より発言があれば、これを許します。富塚市長。

○市長（富塚宥暁） ごあいさつと御礼を申し上げます。

平成18年田村市議会3月定例会に当たりまして、議員の皆様には公私とも御多用のところ御出席を賜り、19日間の会期をもちまして御提案申し上げました少子化対策、子育て支援にかかわります田村市幼児預かり保育条例を初め、平成18年度各会計当初予算などのほか、追加議案を含め68議案につきまして慎重御審議をいただき、原案のとおり御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。今後の執行に当たりましては、十分議会の皆様の意を体しながら進めてまいる所存でありますので、温かい御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、月日のたつのは早いもので、平成17年3月1日に滝根町、大越町、都路村、常葉町及び船引町が合併して新生田村市が誕生し、本定例会の会期中に合併してから1年が経過し、間もなく議員皆様の在任特例期間が満了しようとしております。この間、議員の皆様におかれましては5回の定例会並びに3回の臨時会におきまして、条例の制定及び一部改正、予算・決算認定、人事案件など、御提案申し上げました議案の総合計数は534件に上る膨大な量の御審議を賜ってまいりました。

また、合併協定書による協定項目の新市建設計画に基づく合併特例債事業、田村市の市章及び花・木・鳥の制定、田村市合併記念式典などにつきましても御協力、御理解を賜りました。これら数多くの事案につきまして真摯に御協議いただきましたことは、田村市発展の基礎を築いていただいたものと思っておりますし、市政全般にわたるさまざまな御提言など、多大なる御尽力を賜りましたことを念頭に、今後の市政に生かしてまいる所存であります。これまでの御指導、御鞭撻に対して改めて心から感謝と御礼を申し上げます。

また、4月に執行されます田村市議会議員一般選挙に出馬される予定者におかれまして

は、必ずや御当選の栄を担われますよう心から御健闘をお祈り申し上げます。また、今期限りをもって後進に道を譲られ御勇退なされる皆様には、合併前の旧町村議会の時代から本当に長い間お世話になりました。御勇退後も田村市への変わらぬ御支援と御協力を切にお願い申し上げる次第であります。

これからは日一日と暖かさも加わり、本格的な春を迎えます。どうか議員の皆様には今後とも健康に御留意くださいますして、田村市の発展のために御活躍をいただきますようお願い申し上げ、私のごあいさつと御礼にかえる次第であります。まことにありがとうございました。

○議長（三瓶利野） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る2月16日に開会以来、本日まで19日間にわたり開催され、市長より提案された全議案について審議を尽くし、ここに無事閉会の運びとなりましたことは、まことに御同慶にたえない次第であります。

申し上げるまでもなく、今定例会は私ども現議会にとっては最後の定例会であり、総仕上げとなるものであります。振り返ればほぼ1年前、70人の議員が新生田村市における最初の議員として新たなバッジを胸に一堂に会した感激を思うとき、今万感胸に迫るものを禁じ得ません。

私どもの任期は1年2カ月という短い期間ではありましたが、この間極めて多数の議案の審議に真摯に取り組まれ、さらに各常任委員会においては精力的に市内各地域の実情と課題の把握に努められる一方、一般質問の場においては住民福祉の向上と新生田村市の建設に思いを馳せながら、延べ93人に及ぶ議員が登壇され、真剣に論議を交わされたことにより、我が議会の責務は十分に果たされたものと自負するところであります。議員各位の情熱と御労苦に改めて敬意と感謝を表する次第であります。

結びになりますが、議長としてつたない当職を支えていただきました議員各位と、御協力を賜りました市長を初め市当局の皆様方、さらには関係者の皆様方に衷心より御礼を申し上げますとともに、田村市の限らない発展を御祈念申し上げ、ごあいさつといたします。

○議長（三瓶利野） これをもって平成18年田村市議会3月定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後0時48分 閉会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年3月6日

議 長 三 瓶 利 野

署名議員 佐 藤 義 博

同 大和田 一 夫